

## 新型コロナウイルス感染症に係る藤里町教育関係施設の対応

R2.9.1

《学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6 Ver.3）文科省》参照

No.	状 況	藤里小学校・中学校の対応	藤里幼稚園・保育園の対応	備 考
1	児童、生徒、幼児、教職員に感染者が発生した場合又は濃厚接触者として特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該児童生徒は出席停止とする。 (※出席停止:学校保健安全法第19条)</li> <li>当該教職員は病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。</li> <li>保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数等により臨時休業を実施する。 (※臨時休業:県及び町の緊急事態措置を前提とする)</li> <li>スポ少・部活は行わない。</li> <li>不要不急の外出は控える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該園児は登園停止とする。</li> <li>当該教職員等は病気・有給休暇等により出勤させない扱いとする。</li> <li>保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数等により臨時休園を実施する。</li> <li>不要不急の外出は控える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出席や出勤等停止期間:療養が解除されるまでとする。</li> <li>臨時休業等期間:1~3日間とする。 (濃厚接触者等の特定や施設の消毒実施後とする。ただし特定できない場合はこの限りでない。)</li> <li>当該者(当該者:児童、生徒、幼児、教職員)が属するクラスや教職員全員のPCR検査を実施。(保健所からの指導など状況次第)</li> </ul>
2	児童、生徒、幼児、教職員が感染の疑いがある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該児童生徒は出席停止とする。</li> <li>当該教職員は病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。</li> <li>スポ少・部活の縮小。(当該者は行わない。)</li> <li>不要不急の外出は控える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該園児は登園停止とする。</li> <li>当該教職員等は病気・有給休暇等により出勤させない扱いとする。</li> <li>不要不急の外出は控える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出席や出勤等停止期間:感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間とする。</li> <li>当該者が濃厚接触者に特定された場合はNo.1に従う。</li> </ul>
3	児童、生徒、幼児、教職員の家族に感染者が発生した場合	同上	同上	同上
4	児童、生徒、幼児、教職員の家族がPCR検査を受けた場合	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>出席や出勤等停止期間:PCR検査結果が出るまでの期間とする。</li> <li>PCR検査の結果陽性と判断された場合は、当該者もPCR検査を受診し陽性と判断された場合はNo.1に従い、陰性と判断された場合はNo.2に従う。</li> </ul>
5	町内(学校や園関係者以外)に感染者が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポ少・部活の縮小。</li> <li>不要不急の外出は控える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出は控える。</li> </ul>	